

## 令和4年度「健全化判断比率」「資金不足比率」の公表

— 北塩原村の財政運営は良好な状況です —

### 1 公表の趣旨

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の指標について、公表することが義務づけられています。

令和4年度の本村の各比率は、すべての指標（「早期健全化基準」「財政再生基準」及び「経営健全化基準」）で国が定める基準を下回り、安定した財政運営状況となっています。

村監査委員の審査を経て、9月村議会において報告した内容については、以下のとおりです。

### 令和4年度 北塩原村の「健全化判断比率」「資金不足比率」

【健全化判断比率】		(単位：%)	
項目	北塩原村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	黒字決算のため該当なし	15.0	20.0
連結実質赤字比率	黒字決算のため該当なし	20.0	30.0
実質公債費比率	14.5	25.0	35.0
将来負担比率	61.2	350.0	

  

【資金不足比率】		(単位：%)
対象特別会計の名称	北塩原村	経営健全化基準
簡易水道事業費特別会計	黒字決算のため該当なし	20.0
特定環境保全下水道事業特別会計	黒字決算のため該当なし	20.0
簡易排水施設事業特別会計	黒字決算のため該当なし	20.0
農業集落排水事業特別会計	黒字決算のため該当なし	20.0

## 2 健全化判断比率、資金不足比率の用語説明

### (1) 健全化判断比率

#### ① 実質赤字比率

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

市町村の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。

こうしたことから、歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げ当該年度の歳出への充用（繰上充用）、翌年度への債務の繰り延べ（支払繰延）、執行すべき事業の繰り越し（事業繰越）があれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

#### ② 連結実質赤字比率

市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除したものです。

市町村の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等以外に特別会計があり、これらが一般会計等に与える影響を捉える必要があります。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市町村全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。

※ 村の特別会計

→ 国民健康保健事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、特定環境保全下水道事業特別会計、簡易排水施設事業、農業集落排水事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計

#### ③ 実質公債費比率

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。

こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、市町村財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。

#### ④ 将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。（＝「現在の負担」の状況）

一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。（＝「将来の負担」の状況）

この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。

こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、

現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。

## (2) 資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業の特別会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。

この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。

なお、資金不足額の計算に際しては、例えば簡易水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます）もあることから、そうした額を控除することになっています。

※ 村の公営企業の特別会計

→簡易水道事業、特定環境保全下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水施設事業

### 【問い合わせ先】

福島県耶麻郡北塩原村 総務企画課

電 話 0241-23-3111

F A X 0241-25-7358

Eメール [zaisei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp](mailto:zaisei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp)